

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

## 専決処分書

平成30年度大腸がん検診誤転記事故に伴い発生した精密検査費用の負担に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月2日

足立区長 近藤 弥生

平成30年度大腸がん検診誤転記事故に伴い発生した精密検査費用の負担に関する和解について

足立区は、平成30年度大腸がん検診誤転記事故に伴い発生した精密検査費用の負担について、下記により和解する。

## 記

### 1 相手方

(住 所) 東京都足立区中央本町三丁目4番4号

(名 称) 一般社団法人 足立区医師会

(代表者) 会長 高田 潤

### 2 和解の要旨

別紙、合意書のとおり

以 上

## 誤転記事故に伴う精密検査費用の負担に関する合意書

足立区（以下「甲」という。）及び足立区医師会（以下「乙」という。）は、以下の事故（以下「本件事故」という。）により生じた精密検査費用の負担等に関し、次のとおり合意したので、合意書を作成する（以下「本合意」という。）。

### 1 事故の内容

甲は、平成30年度の大腸がん検診事業に係る業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託したところ、乙の各加盟医療機関（以下「各医療機関」という。）が本件業務を行うにあたって検査結果を誤って受診票に転記したため、当該各受診者（以下「本件被害者」という。）に誤った検査結果を通知してしまった。本件事故発生に伴い、各医療機関は、本件被害者に対し、精密検査を実施する必要がある旨伝えるとともに、本件事故に起因して本件被害者が受診した精密検査費用を一時的に負担した。

### 2 示談の内容

- (1) 甲及び乙は、上記1のとおり、各医療機関が負担した精密検査費用566,351円のうち、甲については283,176円（以下「甲負担分」という。）の、乙については283,175円の支払い義務がそれぞれあることを認める。
- (2) 甲は、甲負担分について、乙に対し、乙が別に提出する口座振替依頼書により指定された所定の口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は、甲が負担する。
- (3) 甲及び乙は、甲及び乙の間には、本件事故に係る精密検査費用の負担に関し、この示談に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認し、甲及び乙は、今後名目の如何を問わず、本件事故に基づく精密検査費用に関しては互いに何らの請求をしない。ただし、本件事故により、本件被害者より損害賠償請求等があった場合には、甲及び乙は、互いに協議のうえ誠実かつ適切にこれに対処する。
- (4) 甲及び乙は、今後、自身が関与する大腸がん検診事業について、それぞれが自身の責務を果たし、責任をもって当該事業に取り組むべきことを確認する。

本合意成立の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各々その一通を保有する。

令和4年 月 日

(住所) 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

第一当事者 (甲)

(氏名) 足立区

足立区長 近藤 弥生 印

(住所) 東京都足立区中央本町三丁目4番4号

第二当事者 (乙)

(氏名) 一般社団法人足立区医師会

会長 高田 潤 印